

社叢インストラクター資格制定の趣意書

都市や都市近郊の森の多くの場合は社叢ですが、社叢は「ふるさと」を代表する森であり、西日本には照葉樹の森、東日本には落葉広葉樹の森やスギ林が多く見られます。それらの中には自然林も含まれていて、その地域の環境を反映した森林の構造を持っています。しかし、社叢を構成する自然林は、落葉広葉樹林にしても照葉樹林にしても、植栽林以外には雑木林の範疇にはいってしまいます。そのために自然林は開発には極めて弱い立場に置かれ、社叢を削ったり、また社叢を孤立させ、適切な管理がなされないまま荒廃状態に追い込まれています。

数多くの社叢のなかには、原始林的な自然林であったり、貴重な生物相を持っていることなどによって、国・都道府県や市町村の天然記念物に指定され、保護されているものも多くあります。しかし、その数は限られており、大方の社叢には保護の手が及んでいないのが現状です。

スギやヒノキの植栽林の管理(育林)の手法については、研究機関や林業従事者の間で研究されてきましたが、すべてが分かっているわけではありません。一方、良好な環境や、生物多様性の保全の立場から研究が進められていますが、これも始まったばかりです。照葉樹林や落葉広葉樹林はもちろんのこと、植栽林にしても多様な環境に対応して森林ができているために、とくに人の影響を受けやすい都市や近郊にあって、しかも小面積のものが多いた社叢を良い状態に保つためには、細やかな保護管理が必要であることはいうまでもありません。

それぞれの地域の財産である社叢について詳しく調べて、その貴重性や現状を熟知し、それをいろいろな手段によつて人々に伝え、社叢を保護し管理することができる人材を養成することは、急務であるといえます。

社叢学会はこれを課題としてとり上げ、上記のような人材、すなわち「社叢インストラクター」を養成することを企画しました。

このため、平成 15 年より社叢インストラクター養成セミナーを立ち上げ、少人数を対象とした実習に基本を置き、地域に応じた研修ができるようなスケジュールを組み、「社叢インストラクター」を養成し、世に送り出す準備を進めております。

ついで平成 19 年度の早期に社叢インストラクター特別認定を実施し、平成 19 年度後半に社叢インストラクター資格試験を実施することといたしました。

本資格制度が社叢のみならず、良好な生活環境の維持のために活躍していただける人材の養成に資することを期待しております。

平成 19 年 3 月

NPO 法人 社 叢 学 会